

介 護 保 険 特 別 会 計

介護保険特別会計〔保健福祉部 介護福祉課, 健幸長寿課 所管〕

1. 概要

現在わが国は、本格的な超高齢社会に突入している。65 歳以上高齢者は、2025 年には 3,677 万人になることが見込まれ、総人口に占める割合は、30.0%になると予測されている。

こうした中、介護問題は私たちの老後生活における最大の不安要因となり、真に介護を必要とする人たちのために必要な介護サービスを、総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして平成 12 年 4 月に介護保険制度が創設された。

また、平成 18 年 4 月からは、「予防重視型システム」が導入され、高齢者が要介護状態になることを防ぐことや、介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにすることを目指している。

守谷市の高齢化率は、全国及び県内市町村と比較して低く推移しているが、高齢者数は確実に増加しており、本年度には 1 万 6 千人前後になると見込んでいる。特にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、地域で生活をするためには、今後様々な支援が必要になると考えられる。

このような状況を踏まえ、本年度も「第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るほか、高齢者がそれぞれの状態に応じて必要なサービスや支援が受けられるように努めるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組づくりに取り組む。また、地域包括支援センターの機能を強化するため、本年度から市内を 2 圏域に分け業務委託を行う。

(1) 介護保険制度の運営

- ① 介護保険制度は創設以来、老後の安心を支える仕組みとして定着しつつあるが、今後高齢者人口が増加していく中、安定的にサービスを提供し制度の運営をしていく必要がある。そのため、65 歳以上の転入者及び 65 歳に到達し介護保険第 1 号被保険者となった方に、介護保険制度リーフレットを被保険者証とともに配付し、介護保険制度の周知、啓発を図る。
- ② 市広報紙や市ホームページ等での制度の周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）を図る。
- ③ 介護給付・介護予防給付の適正化のために、要介護認定調査の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等について取り組む。

(2) 介護予防事業の推進

「令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護認定状況の結果から、身体機能や認知機能の低下の要因を分析し、フレイル予防（運動・栄養・社会参加）に視点をおいた介護予防事業に取り組む。

(3) 認知症高齢者の支援対策

- ① 高齢者人口の増加に伴い、認知症の方は今後も増加していくことが予測されている。市民に認知症を正しく理解してもらい、予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的に、市民向け認知症講演会を開催する。また、認知症予防リーダー養成教室を開催し、地域の中で予防活動を推進する人材を養成する。
- ② 認知症の方やその家族が、地域で安心して暮らせるために、「認知症サポートブック（認知症ケアパス）」を活用し、認知症の相談から医療・介護等のサービス、認知症の方の接し方等について情報を提供する。
- ③ 小中学生やその保護者等の市民を対象に「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催する。また、講座を受講したサポーターが認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する仕組みを構築する。

(4) 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 箇年を計画期間とする、「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムを深化させるとともに、高齢者の自立支援・介護予防の取組みを推進する。

2. 歳入の状況

(単位：千円，％)

款	項	2年度	構成	元年度	構成	増減額	増減率
保険料	介護保険料	832,112	23.3	821,290	23.9	10,822	1.3
使用料及び手数料	手数料	50	0.0	50	0.0	0	0.0
国庫支出金		600,426	16.8	571,944	16.6	28,482	5.0
	国庫負担金	557,078	15.6	544,344	15.8	12,734	2.3
	国庫補助金	43,348	1.2	27,600	0.8	15,748	57.1
支払基金交付金	支払基金交付金	886,260	24.9	865,811	25.2	20,449	2.4
県支出金		503,353	14.1	485,194	14.2	18,159	3.7
	県負担金	479,345	13.4	469,192	13.7	10,153	2.2
	県補助金	24,008	0.7	16,002	0.5	8,006	50.0
財産収入	財産運用収入	234	0.0	283	0.0	△49	△17.3
繰入金		745,232	20.9	689,621	20.1	55,611	8.1
	他会計繰入金	669,040	18.8	620,272	18.1	48,768	7.9
	基金繰入金	76,192	2.1	69,349	2.0	6,843	9.9
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		282	0.0	282	0.0	0	0.0
	延滞金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	雑入	182	0.0	182	0.0	0	0.0
歳入合計		3,567,950	100.0	3,434,476	100.0	133,474	3.9

3. 歳出の状況

(単位：千円，％)

款	項	2年度	構成	元年度	構成	増減額	増減率
総務費		219,108	6.2	199,477	5.8	19,631	9.8
	総務管理費	176,171	5.0	160,385	4.7	15,786	9.8
	徴収費	3,520	0.1	3,947	0.1	△427	△10.8
	介護認定審査会費	39,056	1.1	34,661	1.0	4,395	12.7
	趣旨普及費	361	0.0	484	0.0	△123	△25.4
保険給付費		3,188,998	89.4	3,118,579	90.8	70,419	2.3
	介護サービス費	2,916,391	81.7	2,850,638	83.0	65,753	2.3
	介護予防サービス費	78,718	2.2	76,056	2.2	2,662	3.5
	高額介護サービス費	78,209	2.2	77,401	2.3	808	1.0
	高額医療合算介護サービス費	16,761	0.5	15,718	0.4	1,043	6.6
	特定入所者介護サービス等費	96,009	2.7	96,022	2.8	△13	0.0
	その他諸費	2,910	0.1	2,744	0.1	166	6.0
地域支援事業費		157,883	4.4	114,410	3.4	43,473	38.0
	介護予防・生活支援サービス事業費	65,524	1.8	58,027	1.7	7,497	12.9
	一般介護予防事業費	27,798	0.8	30,063	0.9	△2,265	△7.5
	包括的支援事業・任意事業費	64,360	1.8	26,199	0.8	38,161	145.7
	その他諸費	201	0.0	121	0.0	80	66.1
基金積立金	基金積立金	234	0.0	283	0.0	△49	△17.3
諸支出金		727	0.0	727	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	726	0.0	726	0.0	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
歳出合計		3,567,950	100.0	3,434,476	100.0	133,474	3.9

〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

01010103 介護保険事業計画等策定事業

予算書P. 312

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,995	0	5,995	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,995	0	5,995	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人福祉法第20条8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

3年ごとに高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者等を対象とした各施策に反映させることで、地域の特性に合ったサービスを提供できるようになる。また、適切な介護サービスを効率的に提供されるよう、安定的な介護サービス提供量の確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

前年度から実施している在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏ニーズ調査等の分析を行うとともに、現行施策の検証、給付実績集計等を行う。それらを踏まえ、計画目標を設定し、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する。

01020101 介護保険料賦課徴収経費

予算書P. 313

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,520	3,947	△ 427	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,520	3,947	△ 427	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により介護保険制度が開始した。

市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている(法第129条第1項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者(守谷市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む)で、平成12年4月に施行された介護保険法により、市が行うことになった事務。介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になったときにその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料の賦課（保険料額の決定）及び徴収を特別徴収と普通徴収により行う。

- ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。
 - ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等で納付書又は口座振替により年8回に分けて徴収する。
- 滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話・訪問による納付の催告を行う。

01030101 介護認定審査会経費

予算書P. 314

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,690	16,623	67	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	16,690	16,623	67	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行（平成12年4月）により、市町村は要介護・要支援の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされた（法第14条）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要介護・要支援認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性（要介護度等）について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。

保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員をもって構成している。

01030201 認定調査経費

予算書P. 314

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,366	18,038	4,328	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,366	18,038	4,328	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行（平成12年4月）により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならない（法第27条第1項及び第32条第1項）。

また、申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされた（法第27条第2項及び第32条第2項）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要介護・要支援認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要介護・要支援認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査をし、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

03030201 介護給付等費用適正化事業

予算書P. 322

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,895	6,963	△ 5,068	
国庫支出金	730	2,680	△ 1,950	現年度分
県支出金	365	1,340	△ 975	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	365	1,340	△ 975	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	435	1,603	△ 1,168	

【背景(なぜ始めたのか)】

厚生労働省「介護給付適正化推進運動」(平成16年10月)に基づき事業を開始した。

市町村は、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行うことができるとされた(法115条の45第3項第1号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護給付費等の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに不適切な給付が削減され、介護保険制度の持続可能性を高めることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護給付等費用適正化事業は、次の主要5事業を実施する。

1 要介護認定の適正化

認定調査を可能な限り市が行う。市職員が認定調査票の点検を行う。

2 ケアプラン点検

「ケアプラン点検マニュアル」や国保連介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検を行う。

3 住宅改修、福祉用具購入の点検

住宅改修や福祉用具購入前の事前審査を行う。福祉用具貸与の必要性の確認を行う。

4 医療情報との突合・縦覧点検

国保連から提供される縦覧点検帳票を活用し、請求内容の誤り等を早期発見、適切な処置を行う。

5 介護給付費通知の送付

介護サービス利用者に対し、介護給付の状況等について通知する。

〔保健福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 319

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	59,852	54,293	5,559	
国庫支出金	11,971	10,860	1,111	現年度分
県支出金	7,481	6,787	694	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	23,641	21,446	2,195	現年度分
一般財源	16,759	15,200	1,559	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり、守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した(法第115条の45第1項第1号及び第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

従来、予防給付として介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的サービスとして、指定訪問介護事業所による訪問型サービス及び指定通所介護事業所による通所型サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 320

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,672	3,734	1,938	
国庫支出金	1,134	747	387	現年度分
県支出金	709	466	243	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	2,241	1,474	767	現年度分
一般財源	1,588	1,047	541	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施している(法第115条の45第1項第1号二)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要支援認定者等に対するアセスメントを行い，介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し，ケアプランを作成する。

03020101 介護予防把握事業

予算書P. 320

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,901	1,865	36	
国庫支出金	380	373	7	現年度分
県支出金	237	233	4	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	750	736	14	現年度分
一般財源	534	523	11	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い，要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある何らかの支援を要する高齢者を早期発見し，介護予防に資する取組みにつなぐことを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により，介護予防事業から一般介護予防事業に組替えて実施している（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者の中から特定高齢者（要支援・要介護状態になる恐れのある虚弱な高齢者）を把握し，介護予防活動へつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険申請が増える年代より前の年代を対象に基本チェックリストなどを活用し，何らかの支援を要する高齢者を把握する。分析結果表を対象者に送付し，その後，必要に応じて保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問・電話をし，生活状況や身体状況を確認して介護予防事業への利用を促す。

03020102 介護予防普及啓発事業

予算書P. 320

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,094	19,399	5,695	
国庫支出金	5,019	3,880	1,139	現年度分
県支出金	3,137	2,425	712	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	9,912	7,663	2,249	現年度分
一般財源	7,026	5,431	1,595	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い，介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により，介護予防事業から一般介護予防事業に組替えた（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得てもらい，介護予防を意識した生活を送ることで，日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防, 日常生活動作を維持向上するための情報を広報紙・ホームページに掲載する。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関するパンフレットを作成し, 出前講座においてシニアクラブ・サロン参加者等に配布・説明する。
- 4 介護予防事業対象者に対し, 栄養や口腔ケア等の個別指導をする。
- 5 民生委員等に対し, 自立に向けた支援のために必要な情報を提供する。
- 6 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
 - ・生きがい活動支援通所事業 (げんき館)
 - ・シルバーリハビリ体操
 - ・健康指導教室 (運動機能向上プログラム)



生きがい活動支援
通所事業 (げんき
館)

03030101 地域包括支援センター運営費

予算書P. 322

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,266	1,406	54,860	
国庫支出金	21,662	541	21,121	現年度分
県支出金	10,831	271	10,560	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	10,831	271	10,560	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	12,942	323	12,619	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月施行の改正介護保険法に基づき地域包括支援センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な介護・福祉・保健・医療等の支援を行うことで, 高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで暮らすことができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 地域包括支援センターの運営・管理

令和2年度から, 市内を南・北2圏域に分け法人に委託し, 1か所ずつ地域包括支援センターを設置する。市と連携を図りながら, 高齢者の身近な相談窓口としての機能を強化し, 主任介護支援専門員, 保健師, 社会福祉士が連携し, 総合的な支援を行う。

- ・総合相談業務…高齢者の相談を受け, 適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行う。
- ・権利擁護業務…高齢者の権利擁護のため, 成年後見制度の利用促進の支援や高齢者虐待への対応を行う。
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援などを行う。

2. 守谷市地域包括支援センター運営協議会の開催事務

所掌事務: センターの設置運営, 業務の方針, 職員の確保, その他地域包括ケアに関すること

委員構成 (12人): 介護サービス事業者4人, 医師会1人, 介護支援専門員連絡協議会1人, 社会福祉協議会1人, 民生委員1人, 司法書士1人, 学識経験者1人, 一般公募からなる第1号被保険者2人

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,599	1,347	252	
国庫支出金	615	519	96	現年度分
県支出金	308	259	49	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	308	259	49	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	368	310	58	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要介護高齢者を介護する家族を支援するための事業として開始した(法第115条の45第3項第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることで、要介護高齢者の在宅生活の継続が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 認知症の方の家族のつどいを毎月開催し、在宅で認知症高齢者を介護している家族が悩みを共有し、アドバイスし合う交流の場を設ける。
- 2 要介護4, 5の認定を受けている寝たきり高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ、尿取りパットを支給する。
- 3 介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族に対し家族介護慰労金を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,088	823	265	
国庫支出金	300	205	95	現年度分
県支出金	150	102	48	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	459	393	66	事務費繰入金
一般財源	179	123	56	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年度から、在宅介護サービスの充実を図るために、デイサービス事業の拡大施策として開始した。

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、守谷市介護予防・生きがい活動支援事業実施要綱に食の自立支援事業として位置付けた(法第115条の45第3項第3号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老衰、障がい、傷病等の理由により調理が困難な高齢者等(市民税非課税)に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、栄養管理と地域における自立した日常生活を継続させるための支援をする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

栄養バランスの取れた食事を委託業者から配達する(週3回以内、利用者負担1食当たり460円)。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,682	1,544	138	
国庫支出金	647	594	53	現年度分
県支出金	324	297	27	現年度分
地方債	0	0	0	
その他	324	297	27	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	387	356	31	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として開始した(法第115条の45第2項第4号)。

在宅医療と介護の連携推進は、取手市医師会が平成25年度から実施している地域医療再生基金を活用した茨城県在宅医療・介護連携拠点事業に継続して参加しているが、制度改正に伴い実施主体は市町村となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対する在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築し、地域で支えることで、自宅等の住み慣れた環境で安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域の医療・介護関係者による事業を実施し、連携の土台作り、顔のわかる関係作りとして、会議の開催、ホームページ管理、在宅医療・介護関係者の研修等を行う。

取手市、守谷市、利根町が取手市医師会に委託して実施する。

- 1 地域の医療・介護の資源の把握し、情報を提供
- 2 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策検討のための協議会開催
- 3 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進のための会議開催
- 4 医療・介護関係者を対象とした地域リーダー研修・フォローアップ研修、多職種連携フォーラム開催
- 5 市民公開フォーラム、シンポジウム開催による地域住民への普及啓発
- 6 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
- 7 いきいきネット支援センターによる、医療・介護従事者の在宅医療に関する相談・支援